

○久保委員 私からは、第三号補正予算の止水板設置の補助と第四号補正予算の運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について伺わせていただきます。

初めに、止水板設置の補助について伺います。

私の地元中野区の鷺宮、上鷺宮でも浸水しやすい地下室や地下駐車場を持った戸建ても多く、ゲリラ豪雨時に浸水被害が起きております。今年も、地下駐車場に流入した住民の相談を受け、現地に駆けつけ、区の担当と支援策の協議を行いました。

この住宅は水害ハザードマップにも全く浸水深の色づけのされていないエリアであります。豪雨による地下空間への浸水被害は、ハザードマップ上で色づけをされているエリアとは限らないということも特性であると考えております。

また、中野区の大和町、中央などでも浸水被害があったことから、被害を受けた住民からの相談を受け、中野区議会の公明党議員団とも連携を図ってまいりました。

これまで中野区議会の公明党議員団としても、止水板の設置助成制度の構築を中野区に対して求めてきた経緯があり、本年の区議会第三回定例会でも質問として取り上げてまいりました。

都内のほとんどの市街地では、土地利用の観点から地下空間を有効活用することが多く、こうした浸水リスクの高い場所への浸水対策が重要であると考えております。

今回、第四回定例会に提出された止水板設置支援の補正予算については、都議会公明党が取り上げてまいりました東京都地下空間浸水対策ガイドラインの取組を加速さ

せることにつながるため、大変評価をしているところでございます。

そこで、今回、都が止水板設置を支援するに至った経緯についてお伺いいたします。

○長尾都市基盤部長特命担当部長兼務 豪雨対策基本方針では、河川や下水道整備などにより浸水被害を防止する取組を進めております。

一方、本年、豪雨による大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、都は緊急対策として止水板設置の補助制度を持つ区市町村に対して支援をすることといたしました。

○久保委員 頻発する豪雨に備え、都が区市町村の止水板設置を支援していくという経緯について理解をいたしました。

これまで止水板設置の補助については、制度を持つ区市町村が中心となって取り組んできたと聞いております。

そこで、これまでの区市町村における止水板設置の補助制度がどのようなものであったのかお伺いいたします。

○長尾都市基盤部長特命担当部長兼務 区市町村が行う止水板設置に関する補助制度は、住民や事業者を対象といたしまして、建物の入り口等に設置する止水板の費用を助成するものでございます。補助制度における補助率等は各自治体で異なりますが、

それぞれが補助上限額を設けるとともに、設置費用の二分の一程度を負担するものでございます。

○久保委員 区市町村における止水板設置の補助制度について理解をいたしました。
今回の都の支援により、これまで以上に多くの住民や事業者の施設で導入が進むことが期待ができると思っております。

本年九月の豪雨で最も多くの浸水被害が生じたのは品川区と聞いており、立会川からの洪水は多くの報道に取り上げられました。

そこで、品川区における九月の浸水被害の状況についてお伺いいたします。

○長尾都市基盤部長特命担当部長兼務 品川区からは、九月の豪雨で千二百四棟の建物が浸水被害を受けたことから、止水板設置助成を拡充し、設置促進に向け広報活動を強化していると聞いております。

○久保委員 今のご答弁で、九月の豪雨で千を超える被害があったということが分かりました。

私が調べたところ、品川区では、この豪雨被害を機に止水板助成制度を拡充し、助成額を拡大、助成額百五十万円を上限に、個人に対しては助成率五分の四、法人に対しては助成率五分の三とのこととあります。

また、荒川区の分譲マンションを対象とした設置助成では、上限百五十万円に対

し、助成対象経費の二分の一助成ではありますが、助成対象者が荒川区分譲マンションへの防災対策費助成交付要綱第五条に規定をする助成対象者である場合は、三分の二を助成するということであります。

そこで、区の助成率が五分の三、三分の二など二分の一を超える場合の都の補助金額についてお伺いをいたします。

○長尾都市基盤部長特命担当部長兼務 都の補助制度では、区の助成率が二分の一を超える場合につきましても、総事業費の四分の一以内の中で、区市町村負担の二分の一、最大五十万円を補助するものでございます。

○久保委員 都の補助率は全体の四分の一でありますので、上限額に達していない場合であったとしても、区市の助成金額の二分の一まで支給できないという場合があります。既に、全体の四分の一助成率を見直してほしいとの要望が幾つかの区市から上がっているとお聞きしています。区市の要望に応え、柔軟な対応を行っていただくことを要望いたします。

次に、第四号補正予算案の運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業についてお伺いをいたします。

物価高騰の影響が続く中、都内事業者の負担軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、必要な対策を迅速に講じるということであります。燃料費高騰緊急対策事業との名称ではありますが、燃料費のみならず、物価高騰対策としての運輸事業

者への支援であると理解をしています。

改めて、運輸事業者支援策としての目的と効果について都のお考えを伺います。

○佐々木交通政策担当部長 本事業は、物価高騰の影響が続く中、都内の経済活動や都民の日常の移動を支える運輸事業者への支援を行うことで、円滑な人や物の移動を確保するものでございます。

○久保委員 令和四年度から、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業は実施をされております。補助額はスタート時から変わっておりますが、これまで都議会公明党が要望してきたように対象事業者を拡大するなど、充実がされてきていると思っております。

ガソリン税の暫定税率廃止予定後も支給されることとなり、事業者にとっては、より手厚い支援となることが期待できると考えておりますが、いかがでしょうか伺います。

○佐々木交通政策担当部長 本事業は、物流や都民の移動を支える運輸事業の安定的な維持のため、燃料費高騰に直面する運輸事業者の負担軽減に向けた緊急対策として支援金を支給するものでございます。

○久保委員 運輸事業者の負担軽減に向けた緊急対策として期待をしているところでございます。

支給の手続は、現在、令和七年度後半分東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金については、申請受付ポータルサイトからの支援申請となっております。

今後も、申請受付ポータルサイトからの申請による支援金支給とするのか、郵送申請も受け付けるのか。また、これまでの申請は、申請から支援金が支給されるまでスムーズに手続が進んできたのか伺います。

さらに、ポータルサイトの運営費について、こちらも補正予算額に含まれているのかお伺いいたします。

○佐々木交通政策担当部長 今後も引き続き、申請受付ポータルサイトからのオンライン申請を可能にするとともに、郵送による申請も併用いたします。申請受付後は順次審査の上、速やかな交付に努めております。

また、今回の補正予算額には、ポータルサイトの運営費も含まれております。

○久保委員 昨日も、地元の中野区内の運輸事業者の皆様と懇談の機会がありました。懇談の際、燃料費緊急対策について意見をお聞きをしたところ、申請済みで、内容をよく理解をされている事業者、また令和四年から受給をしている事業者からは、申請はストレスなくできる仕様になっているともいっていらっしゃいました。

一方、手続が面倒だと思い込み、申請をしていない事業者もあり、申請がウェブによるものだと思い込まれているケースもあるように感じました。

申請が面倒だと感じている事業者の方には、その場で申請受付ポータルサイトのホ

ームページを私からもご案内をしまして、郵送申請もあるということはお伝えをしたところでございます。

そのほかにも、スノータイヤに替えたところタイヤが値上がりをしていて驚いた、またバッテリーが高くなっていたなどのお声を伺ってまいりました。

今後、暫定税率の廃止が実行されたとしても、運輸事業者にとっては物価高騰の影響が続く可能性があります。今後も補正予算や執行対応など、適宜適切に事業者の支援を行っていただくことを要望いたします。

また、事業対象の事業者であっても、申請をしていない。もう本当にもったいないという話を昨日もさせていただきましたけれども、事業者もそういった事業者があることから、引き続き、燃料費緊急対策事業について、対象者に情報が行き渡るようにアナウンスに努めていただきたいと思います。

要望いたしまして、質疑を終わります。